



スクールソーシャルワーカー活用指針

(教育委員会・学校用)

はじめに

本県の学校現場が抱えるいじめ、不登校等の諸課題は、喫緊の課題であり、その改善のためには、学校や教員が心理や福祉等の専門スタッフ等と連携・分担する「チーム学校」体制を整備し、学校の機能を強化していくことが重要であり、加えて地域とともにある学校への転換や子供も大人も学び合い育ち合う教育体制の構築等、学校と地域の連携・協働を一層推進していかなければなりません。

このいじめ、不登校等の諸課題の背景には、児童生徒の心の問題とともに、震災の影響、家庭、友人関係、学校、地域など児童生徒の置かれている環境の問題もあり、心と環境の問題が複雑に絡み合っています。そのため、児童生徒の心に働き掛けるスクールカウンセラー（以下SC）のほか、児童生徒の置かれている環境に働き掛けて子供の状態を改善するため、保護者・学校・関係機関が協働できるように関係性を調整するスクールソーシャルワーカー（以下SSW）の役割が重要です。

県及び市町村教育委員会が、SSWの役割や活用の要点を理解し、学校や地域の実情に応じて任用や配置、業務について効果的な運用を進め、教育相談等に関する取組の更なる充実が図られるとともに、SSWが安定して活動できる条件を整備していくことで、辛く苦しい思いをしている児童生徒に夢と志を育み、将来の希望を持たせることができるような、安全で魅力ある学校生活・学習環境を提供できることを切に願い、指針を作成しました。

宮城県教育庁義務教育課

平成31年2月

目 次

1	趣旨	1
	(1) S S W導入の背景	
	(2) S S W導入のねらい	
2	学校教育におけるスクールソーシャルワークとS S W	
	(1) S S Wの職務内容	
	① 個人へのアプローチ	
	② 学校組織へのアプローチ	
	③ 自治体へのアプローチ	2
	④ 不登校, いじめや暴力行為等の問題行動, 子供の貧困, 虐待等を学校として 認知した場合, 自然災害, 突発的な事件・事故が発生した際の支援	
	⑤ ソーシャルワークに関する啓発活動	
	(2) S S Wの基本姿勢	
	(3) スクールソーシャルワークのプロセス	
3	効果的なスクールソーシャルワークのための教育委員会の業務	3
	(1) S S Wの種別	
	(2) S S Wの配置形態	
	(3) 教育委員会における支援体制	
	① S S Wの役割等の周知と首長及び関係機関との連携体制づくり	4
	② スーパービジョン体制の整備	
	③ S S Wの資質向上の研修の在り方	
	④ 関係機関との連携	
	⑤ 連絡会議の開催	5
	⑥ S S Wの業務把握	
	⑦ S S Wの業績評価	
4	学校における体制づくり	
	(1) 校長の役割	
	① 教職員全体の共通理解	
	② 教育相談担当となる教員の位置付けと役割	
	③ S S Wの校内体制への位置付け	6
	④ 緊急支援が必要な場合の対応	
	⑤ 活動環境の整備	
	⑥ 学校種間の連携	
	⑦ 保護者等への周知	
	(2) S S Wの位置付けへの理解	
	(3) 生徒指導主事等や養護教諭との連携	7
	(4) 教職員(担任等)との連携	
	(5) ケース会議の効果的な実施	
5	S S Wの業務遂行に当たって配慮すべき事項	
	(1) S Cとの連携について	
	(2) 守秘義務について	
	(3) 情報共有について	
	(4) 家庭訪問の方法について	
	(5) 児童虐待に係る通告について	8

1 趣旨

(1) SSW導入の背景

本県が抱える、生徒指導上の諸問題の背景には、児童生徒の心理的な課題とともに、震災の影響、家庭、友人関係、学校、地域など児童生徒の置かれている環境に課題がある事案も多くある。その環境の課題は、様々な要因が複雑に絡み合い、特に、学校だけでは問題の解決が困難なケースも多く、積極的に関係機関等と協働して対応することが求められており、福祉の専門家であるSSWの役割に大きな期待が寄せられている。

(2) SSW導入のねらい

ソーシャルワークは、人間の行動と社会システムに関する理論から、問題を個人と環境の折り合いが良くない状態として捉え、その状態解消のため、個人の環境への適応力を高める支援と、環境に働き掛けて問題を解決できるように調整する援助を行っていくものである。スクールソーシャルワークは、それを学校等の教育現場を基盤として行うものである。SSWは、児童生徒の課題やニーズを把握し、個人に働き掛けるだけではなく、学校組織など仕組みにも働き掛け、家庭の生活環境等や、個人と環境との関係性にも働き掛ける視点を持つということが求められる。SSWの活動目標は、児童生徒の一人一人のQOL（生活の質）の向上とそれを支える学校・地域をつくる手助けをしていくことである。その達成のためには、教育現場及び家庭環境の安心・安全の向上の2つが果たされなければならない。

2 学校教育におけるスクールソーシャルワークとSSW

(1) SSWの職務内容

SSWが行う援助の考え方は、SSWが面接や自ら関係機関等とつなぐこと及び必要に応じて家庭訪問を行う等の児童生徒や家庭を支援する直接的な援助と、児童生徒や家庭が課題を解決していけるよう、学校に対し、支援体制づくりや専門的な助言、関係機関等との連携を仲介するという間接的な援助に分けられる。SSWは、直接的な援助と間接的な援助の双方を効果的に行うことが重要である。

① 個人へのアプローチ

課題（不登校・いじめ・暴力行為・貧困・虐待等）を抱える児童生徒と、その児童生徒が置かれた環境への働き掛け

- ・ 不登校、いじめや暴力行為等問題行動、貧困、虐待等課題を抱える児童生徒の家族、友人関係、学校、関係機関、地域等への働き掛け
- ・ 児童生徒との面接や家庭訪問等の相談支援活動
- ・ 児童生徒への相談活動等に関する情報収集・提供、ソーシャルワーク理論に基づくアセスメント（見立て）及びプランニング（手立て）
- ・ 保護者、教職員等への関係機関や地域の社会資源に関する情報提供又は紹介等
- ・ 保護者と教職員の間での調整、橋渡し
- ・ 保護者、教職員等への相談援助

② 学校組織へのアプローチ

学校内におけるチーム支援体制の構築・支援、複眼的に検討できるケース会議を開催するための事前調整、教職員らによるケースのアセスメントやプランニングに対する支援

- ・ 社会福祉等の専門的視点に基づく具体的支援に向けての提案や支援（専門家による指導・助言を含めた検討）
- ・ 校内支援チーム体制づくりの支援活動
- ・ 学校現場での有用な支援方法やソーシャルワークに関する知識・技術に関する研修

③ 自治体へのアプローチ

関係機関とのネットワークの構築，連携・調整

- ・ 教育委員会への個別事案の報告，連絡，相談等
- ・ 児童生徒及び家庭環境等に関する情報を基に，関係機関と連携した学校支援体制の構築等
- ・ 関係機関への訪問，電話による情報交換，打合せ
- ・ 教育委員会と相談して学校や自治体のネットワーク体制づくり等

④ 不登校，いじめや暴力行為等の問題行動，子供の貧困，虐待等を学校として認知した場合，自然災害，突発的な事件・事故が発生した際の支援

- ・ いじめ防止に積極的に関わるとともに，いじめた児童生徒やいじめられた児童生徒に関するアセスメント（見立て）及びプランニング（手立て）により，いじめの解消や再発防止を支援
- ・ 当該児童生徒だけではなく，その保護者同士や教員同士，保護者と学校にも対立構造が予想される場合は，保護者会や学校のチーム会議などを開催支援
- ・ いじめ防止対策推進法第22条における「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」の一員として，同法に基づく対応を支援
- ・ ケース会議等を踏まえた，不登校，問題行動，子供の貧困，虐待，災害，突発的な事件・事故の当事者となった児童生徒に対する関係機関との連携支援

⑤ ソーシャルワークに関する啓発活動

- ・ 保護者や地域住民，その他，児童生徒に関わる関係機関に対する研修

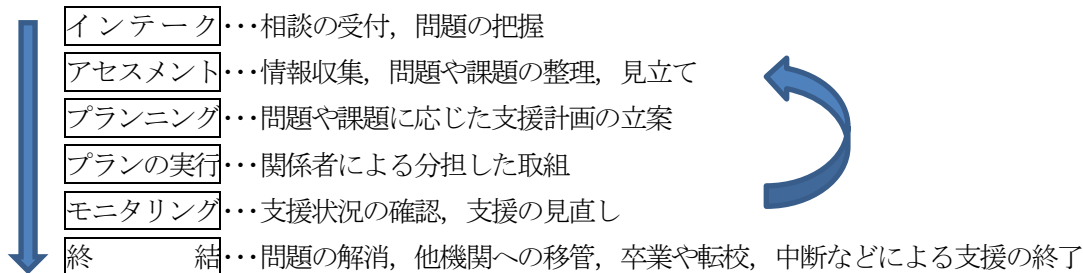
(2) SSWの基本姿勢

SSWが行うスクールソーシャルワークは，次の事柄が大切である。

- ① 児童生徒の最善の利益を保障することを優先する
- ② 児童生徒の自己決定を尊重する
- ③ ストレングス（強み）に着目する
- ④ 学校教育に関連する制度や仕組みを理解する

(3) スクールソーシャルワークのプロセス

以下をモデルとして，ソーシャルワークを展開していくことが望ましい。



また，SSWは以下の点に留意する必要がある。

- ・ 問題の背景や要因を丁寧に把握していくこと
- ・ 要因は個人と環境の間にあると意識すること
- ・ 対象となる児童生徒の代弁者となれるよう努めること
- ・ ケース会議などの手法を用いて，関係者間の協議や連携を密にすること

3 効果的なスクールソーシャルワークのための教育委員会の業務

(1) SSWの種別

- ① 県教育委員会が委嘱するSSWスーパーバイザー
- ② 県教育委員会が任用するSSW（児童生徒の心のサポート班）
- ③ 市町村教育委員会が任用するSSW

市町村内の児童生徒の状況の把握及び配置された校区内の学校においてSSWとして活動を行う。

(2) SSWの配置形態

市町村教育委員会は、SSWの役割をよく理解し、学校の状況や地域における関係機関の設置状況等を考慮して、効果的な支援が実施できる形態を選択して配置していく。宮城県の配置形態の現状から以下の4つの配置パターンが考えられる。勤務時間についても、一律に定めるのではなく、学校や地域単位で勤務時間を考えるなど、学校や地域の実情に応じて柔軟に設定していくことが望ましい。

- ① 派遣方式 SSWを教育委員会に配置し、学校からの要請に応じて派遣する。
- ② 巡回方式 SSWを教育委員会に配置し、複数校を定期的に巡回する。
- ③ 単独校配置方式 特定の学校にSSWを配置する。
- ④ 拠点校方式 SSWを拠点校に配置し、近隣校を巡回する。

【配置形態における特徴】： ○ 当てはまる △ だいたい当てはまる × 当てはまらない

	派遣方式	巡回方式	配置方式	拠点校方式
1 多くの学校を効率的に支援できる(力量のあるSSWが多くの学校、ケースの支援に当たれる。)	○	○	×	×
2 学校への間接的な支援が中心となり、学校主体の支援体制や教育相談体制の構築に有効である。	○	○	○	○
3 多くの学校を支援することで学校支援体制の統一化が期待できる。	○	○	×	×
4 行政のネットワークに参加しやすい。	○	△	○	○
5 児童生徒や保護者がSSWに直接相談を行うことができる。	○	○	○	○
6 教職員や保護者との信頼関係を構築しやすい。	△	△	○	○
7 学校の抱える課題、支援ニーズを適切に把握できる。	○	○	○	○
8 個別ケースの対応を継続的に行うことができる。	○	○	○	○
9 多様な情報が得やすい。	△	△	○	○
10 学校内のチーム支援体制の構築が行いやすい。	△	△	○	○
11 迅速に支援が行いやすい。	△	△	○	○
12 PTA等地域を視野に入れた支援が行いやすい。	△	△	○	○
13 気になる事例のピックアップなど発見に直接関わることができる。	△	△	○	○

(3) 教育委員会における支援体制

スクールソーシャルワーカー活用事業は、宮城県から実施市町村への委託契約事業として行われており、各機関の役割を明確にして取り組んでいく。

- ・ 県教育委員会：事業全体の企画・管理、委託契約、連絡協議会及び研修会運営、市町村支援、SSWスーパーバイザー派遣
- ・ 市町村教育委員会：事業計画の策定と実施、SSWの学校派遣と経費の管理、SSWの服務監督、首長

① SSWの役割等の周知と首長及び関係機関との連携体制づくり【県教育委員会及び市町村教育委員会】

SSWの活用方法等について、市町村教育委員会は、県教育委員会が示しているガイドライン等を踏まえて、「活用方針等に関する指針」(ビジョン)を策定し、公表する。そして県教育委員会は、首長部局及び関係機関との連携協力体制を構築する。更に、市町村教育委員会は、定期的な関係機関との連絡会議の開催、関係機関にケース会議への参加協力を依頼するなど学校と学校外の機関等の連携協力体制づくりを進めなければならない。

また、スクールソーシャルワークの専門性を生かすためには、学校、関係機関等にSSWの役割などについて周知していくことが急務である。そのため、校長研修、教頭研修、生徒指導主事研修など様々な研修において周知し、特に、管理職等がSSWの存在意義等について、理解することが大切である。

② スーパービジョン体制の整備【県教育委員会】

SSWの職務及び勤務形態が特殊であるため、SSWが同じ専門職であるSSWから助言・指導を受けることが難しい場合、県教育委員会は、必要に応じてSSWが同じ専門職であるスーパーバイザー等に相談し、自分の見立ての妥当性等について示唆を受けることができるスーパービジョンの体制を整える。スーパーバイザーは、SSWの専門性を活かした教育相談が行われているかを、市町村教育委員会や学校の状況を把握し、必要に応じ改善に向け教育委員会やSSWに対し助言・指導を行っていく。

なお、スーパーバイザーは、社会福祉士又は精神保健福祉士の有資格者であり、SSWとしての一定の在職年数や、大学等において、社会福祉士又は精神保健福祉士の養成に関わるなどの経験を持ち、社会福祉士・精神保健福祉士におけるスーパーバイザーの認定講習等の受講により、スーパービジョンを行うことのできる者としている。

【スーパービジョン】援助者の専門的実践についての指導・調整・教育・評価する立場にある機関の管理運営責任を持つ職員や熟練したソーシャルワーカーが行うもので、スーパーバイザー(スーパービジョンを受ける人)との信頼関係を基底に、その人の業務及びソーシャルワーク実践を管理し、教育し、支持することによって専門職としての熟成を図ること。

③ SSWの資質向上の研修の在り方【県教育委員会及び市町村教育委員会】

SSWは、様々な事案に対して的確に対応していくために、常にその資質・能力の向上を目指す必要がある。そのため、教育委員会は計画的・組織的に研修会を実施する必要がある。県教育委員会は、市町村教育委員会に対してSSWの役割や活用方法を周知徹底できる研修会等を行っている。市町村教育委員会も、校長会、教頭会、生徒指導担当者会、養護教諭の会議などでSSWの役割や活用方法を周知徹底していく必要がある。

④ 関係機関との連携【県教育委員会及び市町村教育委員会】

SSWを効果的に活用するためには、次の表にある地域の関係機関や人材を十分に把握し、各機関と日頃から連携を図るなどしてネットワークを構築しておくことが重要である。その際には、関係機関の専門性・役割をしっかりと理解することが必要である。

【主な関係機関】

福祉関係機関	児童相談所、福祉事務所、子ども総合センター、自立相談支援機関、要保護児童対策地域協議会の所管部署、児童家庭支援センター、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、放課後児童クラブ、児童館、保育所、児童福祉サービス等事業所（放課後等デイサービス等）、発達障害者支援センター等
保健医療関係機関	保健センター、保健所、精神保健福祉センター、病院等
警察司法関係機関	警察署（生活安全課等）、少年サポートセンター、家庭裁判所、少年院、少年鑑別所、保護観察所、日本司法支援センター（法テラス）、スクールサポーター、保護司等
教育関係機関	登校支援ネットワーク、総合教育センター、教育支援センター（適応指導教室、みやぎ子どもの心のケアハウス）、教育相談室、民間教育団体、民間教育施設、転出入元・先の学校、幼稚園（保育所、こども園）等
団体	社会福祉士会、精神保健福祉士協会、弁護士会等
教育委員会内	家庭教育支援係、地域学校協働本部の地域コーディネーター、学校ボランティア、近隣の小・中学校等

⑤ 連絡会議の開催【県教育委員会及び市町村教育委員会】

教育委員会は、SSWの効果的な活用を促進するため、関係者を参集し、策定したビジョンを示すとともに、SSWの活用、SSWの支援方法等について、研究協議や情報交換を行う連絡会議を開催する。また、市町村教育委員会においては、管轄の学校における教育相談の状況を把握するとともに、関係機関と連携した効果的で迅速な支援に向け、市町村内の児童生徒の状況や、具体的な事案における連携体制について共通認識を図るため、学校関係者、SSW、SC、福祉部署関係者を対象とした連絡会議を開催することが望ましい。

⑥ SSWの業務把握

市町村教育委員会（学校）は、SSWから業務報告書の提出を受ける。県教育委員会は、市町村教育委員会から、SSWの業務内容について報告を受ける。

⑦ SSWの業績評価

県教育委員会は、業務評価の指標をつくり、評価方法は別に定める。市町村教育委員会は、県教育委員会が作成した指標に基づいて業績評価を行い、その結果を任用に反映する。

4 学校における体制づくり

(1) 校長の役割

校長は、学校の教育目標を示し、学校の目指す方向や学校が抱える課題を明確にするとともに、学校内におけるチーム体制内での教育相談担当、生徒指導主事（主任）、いじめ・不登校対策担当者、特別支援教育コーディネーター、養護教諭等の役割を明確にしておき、SSWが学校組織を把握しやすくしておくことが必要である。

① 教職員全体の共通理解

教職員は、SSWの職務を理解し、その専門性を生かしながら協働することが基本である。そのためには、SSWの配置のねらいや専門性、役割等について全ての教職員が理解し、校長のリーダーシップの下、チーム体制と教育相談体制を整備・充実させることが重要となってくる。その際、SSWも組織の一員として活用することが効果的である。それにより教職員が日々の取組の中で抱く気付きや疑問を教職員間で共有できる環境が整えられていき、SSWが学校において機能していくための素地がつけられていく。

② 教育相談担当となる教員の位置付けと役割

教育相談担当は、生徒指導主事（主任）及びいじめ・不登校対策担当者、特別支援教育コーディネーター、養護教諭等と連携しながら、学校全体の児童生徒の状況を把握し、関係教職員や関係機関等と連絡調整を

図るなど、児童生徒の抱える問題解決に向けて調整することが求められる。これらの機能的な教育相談体制を構築するためには、学級担任以外の教職員が担当するなどの配慮・工夫も必要である。

【教育相談担当の主な職務内容（例）】

SC, SSWの周知と相談受付	児童生徒やその保護者にSC, SSWの周知を図り、相談を受け付ける。相談の申込みの有無にかかわらず、実情に応じて、教育相談担当が積極的にアプローチしていくことも重要である。
気になる事例を洗い出し、検討するための会議の開催	いじめ・不登校対策担当者、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、生徒指導主事（主任）、SC, SSWなどのメンバーと共に気になる事例を洗い出し、第一的な方向性決定を行う。
SC, SSWとの連絡調整	児童生徒の抱える問題に応じて、SC及びSSWを含め、学校としての対応方針をまとめ、効果的な支援が行えるように調整する。
相談活動に関するスケジュール等の計画・立案	教職員や保護者からの相談を受け、SC, SSWの勤務状況を鑑み、適切に相談計画を立案する。
児童生徒や保護者、教職員のニーズの把握	児童生徒や保護者、教職員が問題・課題をどのように捉えているか、現状についてどのように考え、今後どのようにしたいのかを把握する。
個別記録等の情報管理	個人情報の保護等に配慮した記録の集約と管理を行う。
ケース会議の実施	いじめ・不登校対策担当者、生徒指導主事（主任）等と連携しながら、児童生徒の抱える問題に応じて、学年でのケース会議、校内全体でのケース会議、関係機関を含めたケース会議などの開催を企画する。
校内研修の実施	SC, SSWの役割や、学校としての活用方針等を研修会の場などを利用して、全教職員で共通理解できるようにする。また、必要に応じ、関係機関との合同研修会を企画するなど、普段から関係機関と情報交換を行えるようにする。

③ SSWの校内体制への位置付け

SSWが事後対応だけでなく、予防的な対応を行うためにも、校長は、SSWに対して校内の生徒指導に関する会議（生徒指導委員会、教育相談部会、いじめ・不登校対策委員会、ケース会議等）に出席を要請し、SSWも含めたチームで支援できる体制をつくり、組織的な対応ができるようにする。

④ 緊急支援が必要な場合の対応

突発的な事件・事故、自然災害への対応において、SSWも加わり支援を行うことを検討する必要がある。校長が要請する教育委員会等からの緊急支援チームが当該事案に対応する際には、学校が緊急支援チームから受けた情報提供や助言をSSWと共有しながら支援を行う。

⑤ 活動環境の整備

SSWが教職員とコミュニケーションが図りやすいように配慮する。また、学外の者に対し学校組織の一員であること、守秘義務を負っていること等を記載した職員証等を交付するといった工夫をする。

⑥ 学校種間の連携

児童生徒の育ちを継続して支援していくためには、小学校、中学校、高等学校の校種間において、切れ目のない支援をすることが重要であることから、学校種間で情報を共有し、児童生徒への理解を深めるとともに、有効な支援を引き継ぎ、更に発展させる必要がある。

また、児童生徒の転出入に際しても学校間の情報共有が必要である。その際、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、情報提供に関して、児童生徒本人やその保護者から同意を得るように努める必要がある。

⑦ 保護者等への周知

学校・学年便り、ホームページ等で広く保護者や地域の方々にSSWを紹介・周知するとともに、保護者会やPTA総会などの場を利用してSSWを紹介し、その役割や仕事の内容を説明することが必要である。

(2) SSWの位置付けへの理解

SSWは、児童生徒及び保護者が教職員等には知られたくない悩みや不安を安心して相談できる存在である。また、児童生徒及び保護者と教職員との間で第三者として仲介者の役割を果たすことができる。それゆえ、校長等の管理職は、SSWがその専門性を十分に発揮できるように、勤務の体制や環境等を工夫していくことが重要である。

(3) 生徒指導主事等や養護教諭、特別支援教育コーディネーターとの連携

生徒指導主事（主任）、いじめ・不登校対策担当者は、SSWと校内の教育相談・生徒指導體制の充実を図るための協議や情報交換を行う機会を定期的に設定していく。また、養護教諭は児童生徒の発達や健康状況を、特別支援教育コーディネーターは児童生徒の発達やその支援状況を、それぞれ多面的に把握し、SSWと情報交換や連携を積極的に行うことが大切である。

(4) 教職員（担任等）との連携

個別相談を行ったSSWとその児童生徒の担任や関係教職員が情報交換を行えるような関係性を構築しておく必要がある。また、教職員とSSWが関わる場を意図的に設定することにより、日常的な連携が図られるようにしていく。

(5) ケース会議の効果的な実施

ケース会議は、各学校で実施されているところであるが、多面的な観点で児童生徒や家庭を支援するためには、SSWやSC、関係機関を招集して実施することが効果的である。SSWは、勤務日が決められており、外部の関係機関との調整が必要なため、生徒指導主事（主任）、いじめ・不登校対策担当者、教育相談担当が協力して実施に向けての日程調整や資料作成の準備を進めていく。

会議の実施については、事例の状況報告だけで終わらず、キーパーソンを明確にし、PDCAサイクルを意識した話し合いになるように実施していくことが重要である。

5 SSWの業務遂行に当たって配慮すべき事項

(1) SCとの連携について

SCは、カウンセリング等を通じて、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決を支援する心理の専門家であるのに対して、SSWは、法律や制度を理解した上でソーシャルワークの技法を用いて、児童生徒と児童生徒を取り巻く環境に働き掛けて、家庭、学校、地域の橋渡しなどにより児童生徒の悩みや抱えている課題の解決に向けて支援する福祉の専門家である。それぞれの活動領域だけで集められる情報には限りがある。そのため、支援が必要となる個々の児童生徒に対して課題に応じた的確な対応を行うには、ケース会議、教育相談担当等を通じ、それぞれの活動領域以外の情報も共有し、連携して対応することが必要となる。

(2) 守秘義務について

SSWを任用する際には、守秘に関する誓約書を徴するなどして、守秘義務を課す必要がある。

ただし、SSWが職務上知り得た情報のうち、学校が児童生徒に対する指導や支援を行うために必要となる内容は、学校全体で管理することが基本となるため、学校に報告することが必要である。

そのため、県及び市町村教育委員会は、個人情報保護条例及び社会福祉士及び精神保健福祉士の資格法（秘密保持義務、誠実義務など）並びに、それぞれの職能団体で定める倫理綱領（社会福祉士の倫理綱領、公益社団法人日本精神保健福祉士協会倫理綱領）を理解した上で、すべてのSSW（資格の有無に関わらない）に対して、適切に守秘義務を課す必要がある。

(3) 情報共有について

SSWは、児童生徒の支援のための活動記録を作成するとともに、必要に応じて学校及び市町村教育委員会と情報を共有する。また、関係機関と共有が必要な情報については、児童生徒本人や保護者の了解を得ることを原則とする。

(4) 家庭訪問の方法について

児童生徒や保護者等の状況によっては、SSWが家庭訪問を行うことも有効である。ただし、その場合には、根拠を明確にして、保護者に説明責任を果たす必要がある。なお、家庭訪問は複数（担任、生徒指導主事、市町村教育委員会担当者等）での実施が原則である。

(5) 児童虐待に係る通告について

児童虐待に係る対応に当たっては、支援を行っていく中で、虐待事案であると確証が得られた場合のみならず、虐待である確証が得られない状況であったとしても、SSWは学校・市町村教育委員会と情報を共有する。その上でSSWは、学校に市町村又は児童相談所等への通告義務があることを確認し、必要な支援を行う。

【参考文献】

- ・ 平成29年2月3日 28文科初第1423号 児童生徒の教育相談の充実について（通知）
- ・ 平成29年1月 教育相談等に関する調査研究協力者会議「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～（報告）」
- ・ 平成22年9月 文部科学省 「スクールソーシャルワーカー実践活動事例集」
- ・ 平成23年3月 神奈川県教育委員会教育局 「スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン ～スクールソーシャルワークの視点に立った支援の構築に向けて～」
- ・ 平成23年3月 宮城県子ども総合センター 「みやぎ子ども支援マップ」